報告者:徳永泰臣

実施場所:東京都千代田区霞が関 林野庁 実施日:令和2年1月29日

■目的·課題·問題事項

- 我が国は世界有数の森林国。森林面積は国土面積の3分の2にあたる約2,500万 ha。
- 森林資源は人工林を中心に蓄積が毎年約7千万㎡増加し、現在は約52億㎡。
- 人工林の半数が一般的な主伐期である 50 年生を超えており、資源を有効活用すると同時に、循環利用に向けて計画的に再造成することが必要。
- こうした課題解決に向け、昨年度から森林環境譲与税が本市にも交付されてきている。 この活用についても検討が必要である。

■参考とすべき事項

- 経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の委託を受け経営管理 することや、林業経営者に再委託する事により、林業経営の効率化と森林の適正化を 促進。
- これを進めるため、市町村から森林所有者へ意向確認を行っている。この作業がすべての鍵を握っている。
- これを受けて森林の集約化を進め、所有者不明森林等に係る特例措置も今後、国会で の法改正を含めた論議がされるとの事であった。
- 今後は不動産登記、義務化の方向で検討がなされるとの事であった。
- 森林環境譲与税についても、当初予定の譲与額を前倒しで増額との事で、来年度から 本年の譲与税の倍の額が国から交付されるとの事であった。

- 現在、国は私達の想像を超えたスピードでの森林集約化、境界確認、活用、再生等が 図られている。
- 本市として、この森林環境譲与税を活用し早急に方向性を定め、雇用創出そして定住 人口の減少に歯止めをかける施策を打ち出すべきと考える。
- この森林環境譲与税を市町が基金として積み立てることを、国として、いつまでも認めないとの考えであると感じた。

会派名:きずな 報告者: 徳永泰臣

実施場所: 東京都新宿区西新宿(株) ウッドインフォ 令和2年1月30日

■目的・課題・問題事項(調査・研修に先立っての思いや本市の現状 など)

- ○新森林経営管理制度の意向調査、森林経営の可否判定のためのシステム提案について
- ○各森林所有者の意向調査の判断資料として「森林の健全度」を提供し、委託を受けた 林業の経営林/環境林の判定を行っている。

■参考とすべき事項

- ○森林経営管理支援システムのワークフローとして
 - ・全域の計測が必要な場合は高性能カメラによる上空での計測(航空レーザーデータ)
 - ・樹種区分及び林相区分の作成(AIを用いた点群及び画像解析)
 - 移動型地上レーザースキャナによる広範囲プロット調査
 - ・所有区分ごとの森林健全度(採算性)の判定(上空データと地上データを結合しAI を用いて評価用情報を作成)
 - ・林相区分ごとの経営林/環境林の判定

これらの森林経営管理支援データシステムにより、利用者は特別なスキル無しにシステムを活用する事ができ、システム運用も環境にあった、よりきめ細やかな運用が可能。

■提言・その他(本市の施策等にどのように活用すべきか など)

○本市として、森林の利活用を行うにも、森林境界確認も進まず、それを進め森林再生、 活用を進めていくためにも、県が所有している航空レーザーデータと地上レーザースキャナを活用し、森林環境譲与税の目的に沿って早急な対応を強く望むものである。

会派きずな 報告者 徳永泰臣

実施場所:東京都千代田区永田町 総務省 | 実施日:令和2年1月31日

■目的・課題・問題事項(調査・研修に先立っての思いや本市の現状 など)

- ○ふるさと納税の現状と課題、今後の方向性について総務省担当官より説明をうけた。 制度の趣旨としては、故郷やお世話になった地方団体に感謝し、若しくは応援する気持ちを伝え、又は税の使い途を自らの意思で決める事を可能とするものである。
- ○しかし、この制度を活用し「過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めている団体があり、制度の見直しを行っている。

■参考とすべき事項

- ○令和元年6月1日施行の法律改正により、ふるさと納税の対象となる地方団体を総務大 臣が指定。
- ○指定を受けない地方団体への寄付金は、ふるさと納税の対象外。
- ○一番の論点としては、平成30年11月1日から申出書を提出する日までの間に、ふる さと納税制度の趣旨に反する方法により他の地方団体に多大な影響を及ぼすような第一 号寄付金の募集を行い、当該趣旨に沿った方法による第一号寄付金の募集を行う他の 地方団体に比して著しく多額の第一号寄付金を受領した地方団体でないこと。といった 基準が設けられた。
- ○これに反した4団体が不指定とされ、現在、法廷での闘争が行われている。

- ○本市としては、今後は「クラウドファンディング型」のふるさと納税を推進すべきと思う。「クラウドファンディング型」とは、ふるさと納税の使い途を出来る限り明確化して、その趣旨に賛同して下さった方からの寄付を募る取り組みで、一般的にネットを介して、個人から少額の資金を調達する仕組みである。
- ○総務省としても「ふるさと納税活用事例集」において横展開するなど地方団体における こうした取り組みを支援する。とのことであった。

調查·研修報告書(会派個人用)

会派名:きずな 報告者: 桂藤 和夫

実施場所:森林経営管理制度について(林野庁) **実施日:**令和2年1月29日

■目的・課題・問題事項(調査・研修に先立っての思いや本市の現状 など)

◎会派「きずな」では、本市の森林の利・活用について調査・研究をしているが、森林環境譲与税を使った意向調査と令和元年度からスタートした森林経営管理制度の現状・課題等について出向いて研修することにした。

● 林野庁

森林整備部 森林利用課 森林集積推進室 森林集積企画班 課長補佐 三間 知也さん 林政部 企画課 総務班担当 課長補佐 伊奈 康治さん

国有林野部 管理課 総務班 総括係長 堀口 貴広さん

〃 債務整理特別会計班 資金第1係長 葛西 陽介さん

■参考とすべき事項

- ●森林経営管理制度は森林所有者の所有規模が小さく、所有面積が10ha未満の割合が9割を占めていること、そのうちの4分の1が地域に不在である、境界が明確化されていない、登記簿情報だけでは所有者の連絡がつかない割合が林地28.2%で、宅地(19.3%)、農用地(19.0%)より高いなどの課題を抱えていることから、経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の委託を受け経営管理することや林業経営者に再委託することにより、林業経営の効率化と森林管理の適正化を促進することを目的に作られている。
- ●この制度等による市町村に期待される効果については①意向調査を通した地域の森林の所有者情報等の把握・確認。②間伐手遅れ林の解消や伐採後の再造林が促進され、土砂災害等の発生リスクが低減し、地域住民の安全・安心に寄与する。③林業経営が可能であるにもかかわらず、放置されていた森林が経済ベースで活用され、地域経済の活性化に寄与する。④新たに森林整備に携わる人が増え、定住人口の増加が期待されるほか森林を活用した新たなビジネスチャンスを創出できる。

森林所有者については市町村が介在してくれることにより、長期的に安心して所有森林を任せられることや林業経営者が所有森林の経営管理を行うことで、所有森林からの収益の確保が期待できる。地域の林業経営者については多数の所有者と長期かつ一括した契約が可能となり、経営規模や雇用の安定・拡大につながること、これまで手がつけられなかった所有者不明森林も整備ができるようになり、間伐等の施業や路網の整備が効率的に実施できるなどの効果が期待できること。

- ●森林経営管理制度の概要は①森林所有者に適切な森林の経営管理を促すための責務の明確化②森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受けられる③林業経営に適した森林は、林業経営者に再委託④再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては市町村が管理を実施、と説明され、理解が深まったこと。
- ●令和元年度からスタートしたこの制度の取り組み状況として、意向調査については令和元年9月時点で56市町が実施され、今年度中に私有林人工林がある市町村の約3割が実施見込みであることや意向調査の準備も含めること、制度にかかる取り組みは全国に1,741ある市町村の約5割が実施し、今年度中に約7割が実施見込みで、意向調査の準備を経て、意向調査が本格化しつつある状況だとわかったこと。

■参考とすべき事項

- ●市町村の取り組み事例のお話もあったが、住民への周知のため市町の広報誌に制度の紹介するページを設けたり、森林所有者向けの座談会、森林経営管理制度や森林環境税・森林環境譲与税の周知のための公民館単位での説明会、市内全域で地域の区長等を対象とした事前調査をされる所などがあり、それぞれの地域の取り組み状況が違っているが、現在会期中の通常国会に「地方分権一括法」、今秋の臨時国会に関連法案を提出して前に進めるという意気込みが感じられた。
- ●森林環境税の創設は令和6年から課税され、1,000円(年額)×6千万人=600億円、森林環境譲与税は交付税及び譲与税特別会計における借り入れにより対応され、今年度から譲与される。その基準は総額の9割に相当する額を私有林人工林面積(5/10),林業就業者数(2/10)、人口(3/10)で按分され決定される。森林環境譲与税は9年前倒しで実施され、令和6年度から全額譲与されることになり、令和2年度には今年度の2倍の額が譲与される。

■提言・その他(本市の施策等にどのように活用すべきか など)

- ★本市では本年度の森林環境譲与税が下りてきて、現在意向調査をしているが、来年度から2倍になる環境譲与税をどう使っていくのか?市民への説明はもちろん、県、森林組合等と協議し、基金に積むということは考えずに、担い手の育成や境界明確化など、積極的な計画を立てて推進していくべきである。
- ★国が住民と一番近い市町村に対して、森林経営管理制度を作り、ある程度までは自由に 譲与税を使って森林管理をやってほしいということなので、木材価格が上がらない中で、 手を拱いているばかりではなく、森林の利活用に積極的に取り組んでいけば良いと考え る。

※ 調査・研修終了後、一週間以内に会派事務局へ提出してください。

調查·研修報告書(会派個人用)

会派名:きずな 報告者: 桂藤 和夫

実施場所:森林 3D地図作成システム「デジタルフォレスト」の視察・研修 (㈱Woodinfo 東京都)

実施日:令和2年1月30日

■目的・課題・問題事項(調査・研修に先立っての思いや本市の現状 など)

○本市の東城町森林組合、鳥取県日南町で導入されている森林 3D地図作成システム「デジタルフォレスト」について研修に伺った。

・㈱ウッドインフォ 代表取締役 中村 裕幸 さん 常務取締役 飯田 富和子さん

■参考とすべき事項

- ●㈱Woodinfo は「ICT (情報通信技術)」を活用し、森林資源の情報を作成・活用することで林業の活性化や木材流通経路の整備へ繋げていくことができると考え、森林の管理から木材消費の現場までの需要と供給がマッチングしたサプライチェーンの構築を目指しておられた。
- ●事務所にある森林情報を現場で参照・情報の追加や加工が自由自在に出来ること。国土地理院の標準地図に林班図、3D計測より詳細で正確な等高線、立木位置、計画した作業道を表示。現場での間伐や作業道の確認が簡単に出来ること。
- ●3D レーザーバックパック型スキャナ "3 DWalker" (重量約3 kg 1 台 450 万円)を使えば 1ha10~20 分で 3D 計測が可能で、Digital Forest にデータを入れることで、詳細な 3D 地図が作れ、森林経営管理法における意向調査用森林健全度評価の他、作業路建設図、崩壊地図作成や立木位置図を応用することにより、間伐の手順にも使うことが出来ると言われたこと。
- ●森林経営管理制度支援システムとして森林現況図⇒森林管理状況判定⇒意向調査用森林 現況診断⇒経営管理権集積計画作成し、そこから環境林と経営林に振り分けが可能とな る。

■提言・その他(本市の施策等にどのように活用すべきか など)

※本市では、現在意向調査を行っているが、本市の84%を占める森林資源を利活用していく ためにはいろんな観点から検討し、県や県森連、森林組合等との協議を重ねてスマート 林業施策を展開していけば良いと思う。

調查·研修報告書(会派個人用)

会派名:きずな 報告者: 桂藤 和夫

実施場所:ふるさと納税制度について(総務省) **実施日:**令和2年1月31日

■目的・課題・問題事項(調査・研修に先立っての思いや本市の現状 など)

- ふるさと納税制度の最近の情報等について、担当課から話を聞くことでこの制度への理解度を深めようと考え、研修に伺った。
 - ・総務省 自治税務局市町村税課 理事官 吉井 俊弥さん

■参考とすべき事項

- ●ちょうど、泉佐野市の高裁判決が出た後であったが、ふるさと納税(都道府県・市区町村に対する寄附金)のうち 2,000 円を超える部分については、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額控除となること。平成 27 年度税制改正において、特例控除額の上限を所得割額の 1 割から 2 割に引き上げるとともに、ワンストップ特例制度(給与所得者等の寄附者が、確定申告をせずに寄附金税額控除を受けられる仕組み)を創設されていること。
- ●「クラウドファンディング型」のふるさと納税、ふるさと納税の使い途をできる限り明確化して、その趣旨に賛同して下さった方から寄附を募る取組みを活用している自治体もあり、地方団体におけるこうした取組みも支援の対象になること。
- ●返礼品等については当該都道府県等の区域内において生産された物品または提供される 役務その他これらに類するもので、総務大臣が定める基準に適合するものであると改正 後の地方税法37条の2に謳ってあるが、近隣市町や県との共同で開発されたものについ ても返礼品となると言われたこと。
- ●募集の適正な実施にかかる基準として①制度趣旨に沿った募集の方法②経費総額 5 割以下③他団体への多大な影響や地場産品基準も9項目あることなど認識が深まった。

■提言・その他(本市の施策等にどのように活用すべきか など)

※本市も場合によっては、「クラウドファンディング型」のふるさと納税制度の活用や県や 近隣市町との共同開発等によって返礼品を増やし、ふるさと納税制度に取り組んでいく ようにすべきではないかと感じた。

調 査・研 修 報 告 書(会派個人用)

会派名: きずな 報告者: 五島誠

実施場所:林野庁 実施日:令和2年1月29日

■目的・課題・問題事項(調査・研修に先立っての思いや本市の現状 など)

森林・林業・木材産業の現状と課題 森林経営管理制度について

■参考とすべき事項

- ・リモートセンシング技術や ICT を活用した森林資源調査・生産管理などによって生産性の向上を図る。
- 森林施業プランナーやフォレスターの育成が急務である。
- ・バイオマスの分野では発電所の安定稼働の他、発電利用が困難な地域においても展開可能な「地域内エコシステム」の構築が重要である。
- ・所有者不明土地対策として国の動向はめまぐるしく変わってきている。国土調査法改正によって公告して異論がなければ前に進めるといったような大変強引なやり方が可能となってくる。不明土地についても全員の合意なくとも誰かが管理を行えるようになる。また、これから予定される民法、登記法の改正では相続登記が義務化されるような流れもある。
- ・森林経営管理制度は全国で様々な取り組みが取り上げられており、人材の確保や育成、 臨時職員などの配置や新たな組織体を立ち上げられたり、この制度に特化した会社が生ま れたりとしている。ちなみにお隣三次市の取り組みもリモートセンシング活用等取り上げ られている。

- ・以前より会派きずなで提案しているリモートセンシングの活用による境界確定の取り組みや森林経営管理制度、森林環境譲与税の積極活用を行う事。
- ・行政、担い手共にマンパワー不足が課題である。環境譲与税を有効に使ってその確保と育成に取り組む事。
- ・専門の職員による情報収集や企画立案を強化する事。

会派名: きずな **報告者**: 五島誠

実施場所:株式会社ウッドインフォ 実施日:令和2年1月30日

■目的・課題・問題事項(調査・研修に先立っての思いや本市の現状 など)

スマート林業について 林業、木材産業への ICT 活用

■参考とすべき事項

- ・林業へもサプライチェーン管理が必要である。複数の企業間で統合的な物流システムを構築し、経営成果を高める。その中でデカップリングポイントをどこに置くかを決めて、地域を挙げて必要な物を必要なところへ供給する体制づくりを行う事を森林経営管理制度の中で行っていかなければならない。
- ・ウッドインフォは木材サプライチェーンマネジメントのプロ、システム開発のプロ、森林計測、森林解析のプロが作った会社であり、多くの公官庁、大学、一般企業と連携している会社である。
- ・レーザーパック型スキャナや持ち出し型 GIS などを活用し森林資源調査や木材生産の効率化を図っている。
- ・森林経営管理制度の肝は意向調査であり、そこに非常に優位性がある会社である。

- ・森林経営管理制度の意向確認や在籍調査、地籍調査・境界明確化事業にリモートセンシングの活用はもとより、このような IT 活用やマーケティングの実践に取り組むべし。
- ・愛知県等のようにこのような企業を林業全般に活用する事を研究調査すべし。

会派名: きずな **報告者**: 五島誠

実施場所:総務省 実施日:令和2年1月31日

■目的・課題・問題事項(調査・研修に先立っての思いや本市の現状 など)

ふるさと納税の今後の方向性について

■参考とすべき事項

- ・全国的に返礼品競争、特に返礼品割合や地場産品以外の金券などによる返礼品の問題が大きく、この度改正をした。また、裁判では泉佐野市の主張が認められず国の主張が通った。
- ・ふるさと納税の募集を適正にすること、返礼品割合3割以下、地場産品でないといけないとの基準が地方税法に盛り込まれた。
- ・自治体間のやり取りをメールで行えるようにし、少し事務負担軽減になっている。
- ・ポータルサイトの力はやはり強く、それにより全国の件数、金額が爆発的に伸びた。今後はクラウドファンディング型へ。
- ・ふるさと納税による国税の減少額は約14億円。
- ・肉、米に変わる返礼品が求められている。
- ・特に求められているのは返礼品競争ではなく、その使途である。

- ・クラウドファンディング型などふるさと納税の魅力的な使い道によって集めるやり方に シフトしなければならない。そのために必要なのは魅力的な事業づくりとその効果的な発 信である。特に発信力というのは専門的な力も強く、本市の職員でもデザイン力や見せ方、 ストーリー作りなど専門的に取り組む職員が必要である。
- ・肉やコメに変わるような返礼品の魅力づくりも引き続きあわせて取り組まなければならない。
- ・情報の届け方や届け先についても工夫が必要である。
- ・まずは、ふるさと納税の魅力的な使途について早急に取り組み、発信する事が必要。 現在のような大枠の中ではなくて具体的な使途。特に本市出身者や本市に関わりのある 方々の琴線に触れる使途が望ましい。
- ※ 調査・研修終了後、一週間以内に会派事務局へ提出してください。

会派名: きずな **報告者**: 林 高正

実施場所: 林野庁本庁 実施日: 令和2年1月29日

■目的・課題・問題事項(調査・研修に先立っての思いや本市の現状 など)

森林経営管理制度について担当課より講義を受けるため。

■参考とすべき事項

これまで、「森林経営管理制度」についは自己流学習で、ネット等で調べた程度の知識しかありませんでしたが、今回は実際に制度そのものを設計・運用しておられる森林整備部森林利用課 森林集積推進室 森林集積企画班 課長補佐の三間さんによる講義でしたので、驚きの連続でした。つまり、これまで私たちの会派では国交省で森林部の地籍調査について意見交換する中で、林務部との連携が上手くいっていないということから林務部は抵抗勢力と考えていたのですが、今回は全く逆でした。つまり、森林経営管理制度を活用した森林部の管理には登記の義務化も必要と考えるし、林務と地籍が別々のことをすることは無意味であるとハッキリと言われました。

私たちが長年追い求めていた答えが見えてきたようで、スッキリした気分です。

■提言・その他(本市の施策等にどのように活用すべきか など)

今回の林野庁本庁での研修はかなりの量でしたので、事細かく書くことはできませんが、森林環境譲与税の活用について庄原市は誤解があるように思います。意向調査はあくまでも調査と思われているみたいですが、自分の管内の所有者さんがどこにいて、何を考えているのかを把握することが意向調査の目的なのです。市町村には住民票、林地台帳などが整備されており、所有者情報を持っているのは市町村しかないので、市町村でこの制度の組み立てをお願いしているのだそうです。

一義的には、山の所有者が山の管理をするのが筋ですが、突然に、「あなたの山をどうしますか」と問われれば、困惑するのが実情です。そこで、「だったらどうしますか」ということで、強制力は伴いませんが、「委託契約もありますよ」となっていきます。要は、その仕組みを各市町村で考えて作って実践してくださいというのが、森林環境譲与税を活用して森林経営管理制度を整えるということのようです。国は全国を15年というスパンで考えているそうですので、かなりの速度をもって動く必要がありますが、寝ているウサギは誰も起こしてはくれず、起きたらレースは終わっていたということになるかも知れません。

会派名: きずな **報告者**: 林 高正

実施場所:Woodinfo 実施日:令和2年1月30日

■目的・課題・問題事項(調査・研修に先立っての思いや本市の現状 など)

実際に山にどれほどの材積があるのか所有者ですら知らないのが実情です。そのような課題があるため、今回は ICT 技術を使っても簡単に単木情報を含む森林 3D 地図が出来上るシステムを開発された Woodinfo さんを訪れ、研修を受けました。

■参考とすべき事項

Woodinfo を起業した社長の中村さんは、長年、大手ゼネコン清水建設で働いておられた方で、建設現場で必要な資材等の調達に関わっておられたそうです。そんな資材の中には木材も当然あったのだそうですが、流通が見えないという問題があり、いつまでにこれだけの量をということが材木屋でも分からないことが多々あり、サプライチェーンの構築を思いつき、現在の会社を立ち上げたのだそうです。

日本の面積の7割を森林が占めると言いながら、どこにどれだけの森林資源があるのか、 正確な数値は誰も知らないのが実態でした。調べれば調べるほど、不合理なことばかりだったそうです。そこで、アメリカの企業と提携し、移動式3Dレーザースキャンシステム「3D Walker」を開発し、森林計測1haを10~20分でできる様になり、立木情報も(位置、胸高直径、樹高、曲積、曲り等)簡単に解析できるようになったそうです。

■提言・その他(本市の施策等にどのように活用すべきか など)

森林経営管理制度導入に向けた意向調査に、この移動式 3D レーザースキャンシステム「3D Walker」を活用すればと考えています。特に庄原市は広島県が既に航空レーザー測量のデータを持っていますので、それを活用することで樹種区分及び林相区分の作成はできますので、移動式 3D レーザースキャンシステム 「3D Walker」による広範囲プロット調査を行い、所有者区分ごとの森林健全度(採算性)の判断ができます。

一度、森林組合等の林業を生業としている人たちを集めて、森林経営管理制度と合わせて勉強会を開催すべきと考えます。お隣の日南町森林組合では既に「3D Walker」を導入されており、現場で活用されているそうです。

会派名: きずな **報告者**: 林 高正

実施場所:総務省 実施日:令和2年1月31日

■目的・課題・問題事項(調査・研修に先立っての思いや本市の現状 など)

ふるさと納税制度について担当課より講義を受けるため。

■参考とすべき事項

近年、「クラウドファンディング型」ふるさと納税が、増加傾向にあるそうです。「クラウドファンディング型」とは、ふるさと納税の使いみちをできる限り明確化して、その趣旨に賛同して下さった方から寄付を募る取組をいいます。総務省としても、北海道夕張市の「夕張高校は絶対なくさない!」とか、山形県寒河江市の「地域初の病児保育施設をつくろう!」などの事例を「ふるさと納税活用事例集」に載せるなど、地方団体におけるこうした取組を支援しています。

■提言・その他(本市の施策等にどのように活用すべきか など)

泉佐野市等が「地場産品以外」の返礼品問題で、総務省により「地場産品基準」が明確に示されることとなりました。その基準の中に、「近隣の他の市区町村と共同で」、「都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し」、「共通の返礼品等とするもの」という記述があります。これこそが、地域を盛り上げる、地域を元気にする、「ふるさと納税」ではないでしょうか。わが町だけが潤えば良いという過度な競争では心が荒みます。

小さな市町村だけでは返礼品が調達できにくいこともあるでしょうが、複数の市町村が 手を携えて返礼品を地場産業として作り出すことも可能となる基準が作られたのですか ら、近隣の市町村と連携して知恵をだしてみることを始めるべきだと思います。「できな い」を「できる」に、ふるさと納税で実現しましょう。

会派名:きずな 報告者:山 田 聖 三

実施場所:東京都千代田区・新宿区・練馬区 実施日:令和2年1月29日

~ 令和2年1月31日

■目的・課題・問題事項 (調査・研修に先立っての思いや本市の現状など)

森林経営管理制度及びふるさと納税制度の今後の取組みについて

■参考とすべき事項

【森林経営管理制度について】

○農林水産省 林野庁 森林整備部 森林利用課 森林集積推進室 森林集積企画班 三間知也課 長補佐及び林政部 企画課 総務班 伊奈康治課長補佐より、森林・林業・木材産業の現状と 課題及び森林経営管理制度について説明を受ける。

我が国においては、人工林の半数が一般的な主伐期である 50 年生を超えており、資源を有効活用すると同時に循環利用に向けて計画的に再造成することが必要である。また、森林所有構造は、所有面積 10 ha未満が林家数の 9割を占めるなど小規模・零細の林業経営となっている。森林所有者の世代交代や不在村化等から、所有者の特定が困難な森林が多数存在するため、意欲ある者が複数の所有者の森林を取りまとめ、施業を一括して実施する「施業集約化」に多大な労力がかかっている。施業集約化の一層の推進に向け、ICT の活用、所有者・境界の明確化に向けた取組みを進める必要がある。そのために森林経営管理制度を有効に活用してほしい。まずは、森林所有者の森林経営の意向確認を推進してほしい。市町村は、新たに創設された森林環境税及び森林環境譲与税を森林経営に有効活用してほしい。

- ○株式会社ウッドインフォ代表取締役中村裕幸氏より、会社の概況及び森林3D地図作成システム「デジタルフォレスト」を利用した森林所有者の意向調査の判断資料の提供及び林業経営の方向性を判断することができる森林経営管理支援システムについて説明を受ける。
 - ①バックパック型レーザスキャナ「3D Walker」による森林資源の計測
 - ②森林・樹木解析ソフト「DigitalForest for 3DWalker」へのデータ入力

上記により、詳細単木情報を含む森林 3D 地図ができ、森林経営管理制度における意向調査用森林健全度評価、作業路建設図、崩壊地図作成等森林経営の基礎データとして活用できる。

【ふるさと納税制度について】

○総務省自治税務局市町村課理事官吉井俊弥氏より、ふるさと納税制度の取組み状況について 説明を受ける。

ふるさと納税制度は、ふるさとやお世話になった地方団体に感謝し、若しくは応援する気持ちを伝え、または税の使い途を自らの意思で決めることを可能とするもので、税制上の寄附金控除のしくみを活用し制度化したものである。しかし、返礼品競争が過熱し、制度の健全な発展を図る必要があり、地方税法を改正しふるさと納税の対象となる地方団体を新たな指定基準(適正募集基準、返礼割合3割以下基準、地場産品基準)により総務大臣が指定することとした。

■提言・その他(本市の施策等にどのように活用すべきかなど)

森林環境税や森林環境譲与税を基金に積むのではなく、所有者や境界の確定をはじめ、自伐型 林業の推進等森林経営管理に係る事業への積極的な活用を進めることが重要である。

ふるさと納税制度については、返礼品がなくても寄附があるような事業を行うことが重要であ り、返礼品も市町村の特色を示すようなものであってほしい。